

令和4年度厚木市社会教育委員委嘱式及び
第1回社会教育委員会議次第

日 時 令和4年6月16日(木)
午後2時00分から
場 所 厚木北公民館(仮事務所)2階会議室

- 感謝状贈呈(報告)
- 委嘱状交付
- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員自己紹介【資料1】
- 4 案 件
 - (1) 令和3年度活動報告及び令和4年度活動計画(案)について【資料2】
 - (2) 各種委員の選出について(報告)
 - (3) 地域学校協働活動提言書について【資料3】
 - (4) その他
- 5 閉 会

次回会議(予定)

【小委員会】7月8日(金)15時から
第二庁舎4階会議室

【全体会】7月28日(木)15時から
第二庁舎4階会議室

※後日、改めて通知を送付いたします。

※配布のみ資料

- ・厚木市社会教育委員の概要について
- ・社会教育法 抜粋
- ・厚木市社会教育委員条例
- ・厚木市社会教育委員会議規則
- ・厚木市社会教育委員会議の公開に関する要綱
- ・第 53 回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会チラシ
- ・全国社会教育委員連合発行「Newsletter No.26」
- ・社会教育委員活動のためのハンドブック 2022 年版
- ・令和 4 年度神奈川県社会教育委員連絡協議会総会の参加について ※出席委員のみ

【厚木市社会教育委員】

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期	備考
1	ササキ トオル 佐々木 徹	条例第2条第2項第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	小委員会
2	ヒナタ ヨシノブ 日南田 好信	条例第2条第2項第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	小委員会
3	ムラオカ アキコ 村岡 亜希子	条例第2条第2項第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	小委員会
4	ワキタ ヨウコ 脇田 陽子	条例第2条第2項第1号 (公募による市民)	公募による市民	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	小委員会
5	ナカオ ケンジ 中尾 賢治	条例第2条第2項第2号 (学識経験者)	厚木地区 私立幼稚園協会 副会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	
6	ハヤシ モトハル 林 元春	条例第2条第2項第2号 (学識経験者)	元戸田小学校長 元荻野公民館長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	小委員会
7	オオサワ トシロウ 大沢 利郎	条例第2条第2項第3号 (学校教育の関係者)	神奈川県立 厚木高等学校長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	
8	ツダ トシユキ 津田 敏行	条例第2条第2項第3号 (学校教育の関係者)	厚木市立 睦合中学校長	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
9	アスカイ ミツハル 飛鳥井 光治	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	厚木市立南毛利 公民館地区館長	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
10	エンドウ ススム 遠藤 進	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	厚木市青少年健全 育成会連絡協議会 会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	
11	オオヤ ジュウロウ 大谷 重良	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	厚木市文化協会 短歌会会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	
12	ハセガワ マサル 長谷川 勝	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	公益財団法人 厚木市スポーツ協会 理事	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	
13	ミヤノ トシミ 宮野 利美	条例第2条第2項第4号 (社会教育の関係者)	厚木市子ども会 育成連絡協議会 専務理事	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	小委員会
14	ムロタ ヨウコ 室田 陽子	条例第2条第2項第5号 (家庭教育の向上に資 する活動を行う者)	厚木市立小中学校 PTA連絡協議会 副会長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	
15	ヨコミヅ トシエ 横溝 淑江	条例第2条第2項第5号 (家庭教育の向上に資 する活動を行う者)	厚木市地域婦人団体 連絡協議会会計	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	

令和3年度社会教育委員会議 活動報告書

資料2

厚木市主催事業

期 日	会議等の名称	内 容	場 所	参加人数
8月24日(火)	第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議の公開及び会議録について ・令和2年度活動報告について ・令和3年度活動計画について (「厚木市における地域学校協働活動について」(提言書作成)【継続】、地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム) ・小委員会委員の選出について ・各種委員の選出について ・「元気なあつぎっ子 心がけ6か条」の原稿確認について 	第二庁舎 16階 会議室A	14
9月28日(火)	第1回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市における地域学校協働活動について ・令和3年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムについて 	第二庁舎 2階福祉事務所会議室	5
11月19日(金)	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等の報告について ・地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムについて ・厚木市における地域学校協働活動について 	第二庁舎 4階 教育委員会会議室	13
12月23日(木)	第2回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市における地域学校協働活動について ・令和3年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム(パネルディスカッション)について 	第二庁舎 4階 教育委員会会議室	4
2月1日(火) 発送 (2月16日(水) 返送期限)	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムについて ・令和4年度社会教育関係団体に対する補助金について 	書面会議	12
3月9日(水)	第3回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市における地域学校協働活動について ・令和3年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムについて 	第二庁舎15階農業委員会会議室	5
3月中旬	「元気なあつぎっ子 心がけ6か条」配布	「元気なあつぎっ子 心がけ6か条」市内小学生に配布		
【動画配信】 3月19日(土)	フォーラム	令和3年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム ・講演「地区公民館の挑戦 地域社会における緩やかなつながりづくり～地域ぐるみ家庭教育支援事業と地域学校協働活動～」 森の里公民館 地区館長 青木 信二 氏 ・パネルディスカッション「地域学校協働活動の身近な実践例」 厚木市社会教育委員会議 遠藤進委員 森の里小学校地域学校協働活動推進員 飯田佳奈氏 玉川せんみ風保存会 会長 前場政行氏 愛川町立中原中学校地域学校協働活動推進員 高橋誠氏 愛川町教育委員会 生涯学習課 谷島花氏 ※視聴数119(R4.5月末現在)	サイエンスホール250にて収録	7
3月25日(金)	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等の報告について ・厚木市における地域学校協働活動について ・地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムについて 	第二庁舎 4階 教育委員会会議室	13

神奈川県社会教育委員連絡協議会関係等

期 日	会議等の名称	内 容	場 所	参加人数
4月16日(金)	第1回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度実施事業について ・令和3年度事業計画(案)について ・令和3年度全国社会教育委員連合表彰候補者の選考について ・地区研究会の開催について ・令和3年度役員等について 	かながわ県民センター	1人 杉山前議長
【書面開催】 6月7日(月) 発送 6月30日(水) 回答期限	総会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業実施報告並びに収支決算報告について ・令和3年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について ・令和3年度役員等について 	書面開催	15人
7月29日(木)	生涯学習指導者研修 学校と地域との協働推進コース②	<ul style="list-style-type: none"> ○事例発表と協議 「県立学校における地域学校協働活動の事例」 県立座間高等学校(前県立愛川高等学校 校長) 校長 村上 聡 氏 ○講話とグループ協議 「地域学校協働活動の推進の仕方～地域の実情に合わせて～」 NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク 事務局長 井上 尚子 氏 	総合教育センター 205研修室	2人
8月17日(火)	生涯学習指導者研修 学校と地域との協働推進コース③	<ul style="list-style-type: none"> ○事例発表 「地域学校協働活動～学校を核にした地域づくりへの展開～」 二宮町 一色小学校区地域再生協議会 廣上 正市 氏 ○講話 「これからの多世代連携・持続性のある地域運営」 横内こどもサポートネットワーク協議会 鈴木 奏到 氏 	オンライン (Zoom)	1人
8月26日(木)	生涯学習指導者研修 学校と地域との協働推進コース④	<ul style="list-style-type: none"> ○事例発表 「地域学校協働活動～湯河原町放課後子ども教室の実践を通して～」 湯河原教育委員会社会教育課 社会教育推進員 中村 歩 氏 ○講話 「地域学校協働活動を円滑に推進していくために～推進員の育成～」 厚木市立森の里小学校 学校運営協議会 会長 青木 信二 氏 	オンライン (Zoom)	1人
10月25日(月)	第2回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度実施事業について ・令和3年度地区研究会について ・令和3年度中期決算見込について 	オンライン (Zoom)	1人
【動画配信】 10/18(月)～ 11/12(金)	社会教育委員連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて」～学校を核とした地域づくり～ 講 師 一般社団法人みたかSCサポートネット代表理事 文部科学省 CSマイスター 四柳 千夏子 氏 	神奈川県立総合教育センターホームページにて、動画配信	-

神奈川県社会教育委員連絡協議会関係等（つづき）

<p>【動画配信】 10/6(水) ～ 11/26(金)</p>	<p>研修会</p>	<p><事例> ②葉山町(令和2年度地区研究大会担当市町)の発表 ③山北町(令和2年度地区研究大会担当市町)の発表 <講演> ④演題 「社会教育委員の新たな役割～社会の大きな変化の中で～」講師 明治学院大学社会学部社会学科教授 坂口 緑 氏 ④-1コミュニティの変容 ④-2かながわ教育ビジョン、中央教育審議会答申、社会教育委員の役割 ④-3生涯学習者であること、生涯学習を支援する人であること、人づくり+地域づくりの事例、社会教育委員の新しい役割</p>	<p>神奈川県立総合教育センターホームページにて、動画配信</p>	<p>-</p>
<p>【動画配信】 10/29(金)～</p>	<p>公民館研究大会</p>	<p>○基調講演 演題「歴史を踏まえた地域づくり」 講師 笹本 正治 氏（長野県立歴史館 特別館長） ○山梨県事例発表 タイトル「次世代へつなぐ地域文化遺産の継承」 発表者 岡田みどり 氏（甲斐市敷島公民館） ○分科会 第1分科会「公民館の今日的課題」 第2分科会「地域をつなぐ公民館」 第3分科会「防災と危機管理」</p>	<p>大会公式ページにて動画配信</p>	<p>-</p>
<p>【大会冊子ダウンロード】 11/11(木)～ 1/31(月) 【動画配信】 12/1(水)～ 1/31(月) 【大会報告書公開】 3/1(火)～ 4/25(月)</p>	<p>関ブロ 社会教育研究大会</p>	<p>○基調講演「みんながつくる<社会>へ — 人生100年、A I、そしてポストコロナ時代の社会教育 —」 講師 東京大学教授 牧野 篤 氏 ○トークセッション ・コーディネーター 東京学芸大学准教授・立川市生涯学習推進審議会委員 倉持 伸江 氏 ・登壇者 東京大学教授 牧野 篤 氏 演出家（ミュージカルアニーほか）調布市社会教育委員 篠崎 光正 氏 東海大学准教授・昭島市社会教育委員 二ノ宮リム さち 氏 日本大学文理学部講師・町田市社会教育委員 吉田 和夫 氏</p>	<p>大会ホームページにて動画配信</p>	<p>-</p>
<p>【書面開催】 1月20日(木)</p>	<p>地区研究会 (横須賀市)</p>	<p>○人権講話 横須賀市人権擁護委員会による人権教室の実演 ○アトラクション：講演 横須賀カルタ、横須賀と坂本龍馬の妻お龍さん 斎藤秀一（郷土史家） ○研究発表 社会教育・社会教育施設のあり方～横須賀市を例として～</p>	<p>神奈川県ホームページに掲載</p>	<p>-</p>
<p>【書面開催】 2月25日(金)</p>	<p>地区研究会 (秦野市)</p>	<p>○研究発表 秦野市の社会教育～各種団体の変遷と未来へ繋いでいくべきもの～</p>	<p>神奈川県ホームページに掲載</p>	<p>-</p>
<p>3月14日(月)</p>	<p>第3回 理事会</p>	<p>・令和4年度実施事業（案）について ・令和4年度予算（案）について ・令和3年度地区研究会について ・令和5年度以降の予算（案）について ・令和3年度県・市町村社会教育委員に関する調査の集計結果について ・社会教育委員のためのハンドブック（時点修正）について ・研修会での事例発表について</p>	<p>オンライン (Zoom)</p>	<p>1人</p>

令和4年度社会教育委員会議 活動計画（案）

資料2

厚木市社会教育委員会議関係

期 日	会議等の名称	内 容	場 所
6月16日(木) 14時00分	第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度活動報告及び令和4年度活動計画(案)について 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会総会について 各種委員の選出について(報告) 令和3年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの反省について 地域学校協働活動提言書について 	厚木北公民館 2階会議室
7月28日(木) 15時00分	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> 県社会教育委員連絡協議会主催会議等の報告 地域学校協働活動の提言書に係る最終審議(提言書完成) 「元気なあつぎっ子 心がけ6か条」の原稿確認について 令和4年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムについて 	第二庁舎 教育委員会 会議室
7月下旬	提言書提出	地域学校協働活動提言書を教育委員会に提出(議長・副議長)	教育長室
11月頃	配布	「元気なあつぎっ子 心がけ6か条」 通送便にて市立小学校児童へ配布	市立小学校
12月中旬 【候補日 12月9日(金)】	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> 県社会教育委員連絡協議会主催会議等の報告 令和4年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムについて 地域ぐるみ家庭教育支援事業の進捗状況報告 令和5年度厚木市社会教育団体に対する補助金について 	第二庁舎 教育委員会 会議室
3月11日(土) または 3月18日(土)	フォーラム	令和4年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム	サイエンスホール250 または amyuスタジオ
3月中旬 【3月21日(火)又 は3月24日(金)】	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度活動報告等について 令和4年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムについて 今後の研究活動について (「元気なあつぎっ子 心がけ6か条」) 	第二庁舎 教育委員会 会議室

*地域学校協働活動の提言書作成及び地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの準備に向けて、小委員会を開催する場合があります。

神奈川県社会教育連絡協議会関係等

1 幹事会

①令和4年 5月 9日 (月) 10:30~12:00 オンライン (Zoom形式) 開催

②令和4年 10月 31日 (月) 10:30~12:00 オンライン (Zoom形式) 開催

※生涯学習課長、社会教育担当の教育事務所長、政令指定都市・中核市並びに人口40万人以上の市から各1名(課長)、各教育事務所管内の市町村から1名(課長)で構成。

2 理事会 ※理事(議長)が出席する

①令和4年 5月 9日 (月) 13:30~16:30 総合教育センター301会議室

②令和4年 10月 31日 (月) 13:30~16:30 かながわ県民センターホール

③令和5年 2月 6日 (月) 13:30~16:00 かながわ県民センターホール

※各市町村から1名(社教委員)。ただし、人口40万人以上の市町村からは各2名選出。

3 総会 ※5名出席予定

令和4年6月24日(金) 13:30~16:00 総合教育センター講堂

※担当理事は、相模原市(議長)、座間市(副議長)、三浦市、大磯町、山北町

4 研修会 ※社会教育委員として資質向上を目的とした研修会

令和4年8月29日(月) 13:30~16:00 総合教育センター講堂他

5 事業検討・調査研究委員会(総合教育センター仮押さえ中 308 研修室)

①令和4年 11月 28日 (月) 10:00~12:00 かながわ県民センター

②令和5年 3月 13日 (月) 10:00~12:00 かながわ県民センター

※会長、副会長及び幹事(愛川町・箱根町の生涯学習主管課長)で構成

6 地区研究会 ※県内社会教育委員の研究活動を発表する研究会

令和4年 11月 24日 (木) PM 愛川町(愛川町文化会館)

令和5年 2月 15日 (水) PM 箱根町(仙石原文化センター)

7 第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会

※関東甲信越静各都県の社会教育委員をはじめ、社会教育団体等が一堂に集い、社会教育の充実に向けた社会教育委員の役割について研究協議を行う

令和4年 11月 10日 (木) ~11日 (金) 山梨県甲府市

甲府市総合市民会館(山の都アリーナ) [1日目]

山梨県立図書館、防災新館、ベルクラシック甲府 [2日目]

神奈川県教育委員会県央教育事務所関係等

1 社会教育連絡会議(県央教育事務所主催)

※県央教育事務所館内市町村の社会教育委員が、研修や情報交換を行う。

令和4年10月11日(火) 13:00~16:45 厚木合同庁舎2号館

2 知ることからはじめる人権啓発研修講座

※家庭・学校・地域等における人権尊重の意識を高めるとともに人権教育の推進を図る。

令和4年11月30日(水) 10:00~12:10 海老名市文化会館

(案)

家庭・地域・学校のつながりを一層深め、
協働して地域の宝である子どもたちを育むために
～「公民館を核にした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」を
めざした地域学校協働活動の実現～ (提言)

令和4年 月 日
厚木市社会教育委員会議

目 次

I	はじめに	1
II	第1部「総論」	3
	1 厚木市の社会教育の推移	
	2 市民意識調査・公民館の職員・小中学校のアンケートから	
	3 厚木市教育振興基本計画	
	4 モデル地区公民館の役割と地域学校協働活動推進員の研究概要	
III	第2部「各論」	7
	1 地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進	
	2 地域学校協働活動の「総合化・ネットワーク化」の推進	
	3 「支援」から「連携・協働」意識への変換	
	4 新たな施策を市民に広げ魅力あるまちづくりを行う	
IV	おわりに	

I はじめに

終戦後、日本は高度経済成長を遂げる一方、規範意識の希薄化・対人関係能力の低下・学習意欲や体力の低下など様々な問題が指摘され、個々の問題を状況に応じた対処療法で解決しようとしてきた。また、学校・家庭・地域社会が全体的に教育力を低下させる中、本来は家庭や地域社会で果たすべき子どもの育成までもが、学校に期待されるようになってきている。結果、多くの課題を抱えた学校がその役割を果たしきれなくなり、それがまた社会全体の教育力低下を生む、という悪循環に陥ってしまってきた。

そのような中、昭和 59 年に内閣総理大臣肝いりの臨時教育審議会が開催され、以後、様々な審議会で、これからの教育の方向性や、学校・家庭・地域社会の新たな役割分担や関係の在り方などが検討されてきた。そして、教育の理念として何を大切にしようとするのか、これからの時代にふさわしい教育理念を国民の共通理解として打ち立てるために、国民全体による教育改革を進めることが重要と考え、平成 19 年に「教育基本法」が改正され、学校・家庭・地域社会など、様々な分野の教育力が重要であるとされた。

その後、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進していくため、平成 25 年に「教育再生実行会議」が発足され、学校・家庭・地域の 3 者をつなげる活動が一過性である時期だけ盛り上がるのではなく、恒常的なものにしていくにはシステム（仕組み）を考えていくことが必要であるということも審議された。また、平成 27 年「教育再生実行会議第六次提言」では連携に加えて地方再生（コミュニティの再生）やコミュニティ・スクール（以下、CS）の仕組みの必置も提言された。さらに「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（以下、地域学校協働活動答申）」で、学校支援から協働へという考えが打ち出されるとともに、CS と地域学校協働本部が一体となって運営されることが重要であるということが提言された。その目的は学校が「社会に開かれた教育課程」を実現し続けられるよう、学校・家庭・地域が子どもの育ちをめぐる情報・課題・目標（ビジョン）を共有し、当事者意識をもって自律的・効果的に協働し、学校評価などにより共に成果の検証を重ねる PDCA サイクルの仕組みを進めることで、組織的・継続的な教育の質の向上を図れると考えられたものである。

その後、平成 28 年には「ニッポン一億総活躍プラン」で、令和 4 年度までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置することが閣議決定され、平成 29 年には「働き方改革実行計画」で、同じく令和 4 年度までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働活動を推進することが働き方改革実現会議で決定された。同年には社会教育法が改正され、地域学校協働活動が法律として「定義」されるとともに、「地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」こと及びその「役割」も明記された。さらには、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律で、「学校運営協議会委員に地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行うもの等を任命する」とされ、地域と学校が連携・協働していくためのシステムが法的に整備された。また、改正された学習指導要領の中では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校と社会が共有し、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現を図っていくことが重要と、新設された「前文」に明記されている。

さらに、平成30年には「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」という中央教育審議会の答申で、『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりの一層の充実が図られるよう、最も代表的な社会教育の実践の場である社会教育施設の在り方について提言された。そこでは、地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、今後は、「公民館」に対して、特に住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的な役割、地域の防災拠点としての役割、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化するとともに、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することがうたわれている。

これら一連の流れを受け、厚木市社会教育委員会議では、令和2年度から、地域と学校の一体的推進を図り、地域全体で未来を担う子どもの健全育成を図るために必要なことは何かを審議してきた。そして、これらを実現していくために必要な方向性と今後検討を行うべき内容を提言という形でまとめた。

なお、本提言書は、第1部「総論」と第2部「各論」で構成し、「総論」ではまず厚木市における社会教育・学校教育の現状や市民の意識を整理し、「各論」では総論で示した改革の方向性を踏まえ、今後厚木市で展開される地域学校協働活動のあり方や今後さらに検討を要する事項を挙げている。

また、審議の際参考にした資料は「関係資料」という形で、別添にしてまとめることとした。

Ⅱ 第1部「総論」

1 厚木市の社会教育の推移

これまで厚木市では、平成18年、森の里と厚木北地区をモデル地区として「地域子ども教室」をスタートさせた。翌年より全地区に拡大し、安心、安全な子どもの居場所づくりや、地域の大人が地域の子どもの育てる土壌づくりを行ってきた。

そして、平成24年度相川小学校において、学校の特色づくりとして学校の教育課程外の「放課後子ども教室」を開設した。さらに、平成26年度相川中学校区（相川中学校・相川小学校・戸田小学校）の3校に学校運営協議会を設置（以下CS）し、モデル校として指定した。相川小学校においては併せて「学校支援地域本部」を設置したことで文部科学省から「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進校」として表彰されるに至った。その後、市長の提唱する「協働」の精神を受け、平成28年度教育長が全小中学校にCSを設置することを明言し、平成29年度・30年度の2年間で全小中学校にCSが設置された。

また、家庭教育を支援し、教育力の向上を図るために、平成25年度に社会教育委員会が実践施策として「地域ぐるみ家庭教育支援事業」を提案した。それをもとに、平成26・27年度に森の里地区及び睦合南地区、平成28・29年度に厚木南地区及び依知北地区をモデル地区として指定し、実践を進めた。さらに、その実践の成果や課題を発表し協議するために、平成28年から「地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム」を開催している。平成29年度からは全市に広げるため、全地区の公民館において地域ぐるみ家庭教育支援事業を展開してきた。

このように、本市においては地域での活動の整備・家庭教育支援・学校教育支援及び推進と着実に進み始めている。一方これらの連携・協働体制に目を向けてみると、実施されているが、各学校や地域の実情に任されているのが現状で、そこに派生する課題等はこれまで整理されていなかった。また、令和2年3月末に厚木市教育振興基本計画委員会から出された答申（別添関係資料）において、「家庭・地域・学校の協働の推進」が基本方針に、【協働】が計画を支える重点的な取組のキーワードとして掲げられ、家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進も提言されている。

そこで、これらの組織体制づくりや具体的推進施策の最重要課題として、家庭・地域・学校の協働体制、つまり地域学校協働活動を充実していくことが、大きな使命となっている。

2 公民館職員へのアンケート、学校からの要望及び厚木市民意識調査の結果

厚木市内には15の公民館と1つの分館、市立小学校23校、市立中学校13校がある。提言書を作成するにあたって厚木市社会教育委員会として、地域の社会教育の拠点である「公民館の職員に」とったアンケート、学校からの要望及び厚木市が隔年で実施している「市民意識調査（令和3年度）」を参考に協働意識等について分析することにした。

(1) 公民館職員へのアンケート結果(アンケート質問紙及び回答は別添関係資料 参考)

ア 地域学校協働活動への理解

おおむね全ての公民館において、協働活動の理解を図れているものと考えられるが、人事異動等により、本活動の意義が薄れてしまうおそれもあるため、継続的な研修は必要と思われるという意見も挙げられている。

イ 公民館が求める推進員

地域（公民館）と学校の両側面に精通されている人が望ましいとの回答が多かった。また、積極的に地域や学校の行事と関わり、双方のパイプ役になり得る人との回答もあり。

ウ 公民館事業を推進する上で、期待される効果

地域学校協働活動を実施することで、事業への参加者数の増加、より多くの方との交流、学校・児童・生徒のニーズの把握、学校と公民館の情報共有（連携）、学校を絡めた事業の展開等が挙げられている。

エ 協働活動を行う上での課題

地域役員の負担の増加、地域学校協働活動推進員（以下、推進員）への負担の集中、推進員（人材）の確保、活動に対する周知、ネットワークの構築、地域側の実施体制の整備等の意見が挙げられている。

オ 現在実施している協働活動

協働活動は全ての学校で行われていると回答された。その事業内容は公民館事業（地域子ども教室、学級講座、夏休み体験教室、公民館まつり、文化振興会、体育振興会、コミュニティづくり推進事業）、地区市民センター事業（地域福祉推進委員会）の他、地区によっては学校の清掃活動や除草作業、地区の防災訓練や美化清掃活動、独自の取組みを実施している地区もある。また、この協働活動を行うにあたり、苦勞している点については、地域役員の高齢化や活動を担う人材不足を多くの公民館であげている。他には複数団体を兼ねている委員は負担が増えているという意見や、一部の公民館で、学校のニーズが分からないことと回答した公民館もある。これらの活動を行うことで、「地域と学校が相互に協力しあえる関係が構築できる」「相互理解が深まる」「横のつながりが生まれる」「学校の活動がよく分かる」「公民館（社会教育）活動に理解が得られる」など、前向きな意見もあがった。

(2) 学校からの要望

文部科学省は、学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進を進め、地域総ぐるみで子どもたちを育成していく事が重要であると、平成 29 年度にそれらに関連付ける法整備を行った。それは「地域学校協働活動」を定義し、学校運営協議会と「地域学校協働本部」のスムーズな接続のために「地域学校協働活動推進員」を委嘱し、学校運営協議会委員にするというものである。

厚木市では、平成 30 年度をもって全市立小中学校に学校運営協議会が設置された。当時、全小中学校に学校運営協議会を設置している自治体は、全国的にも珍しく、神奈川県では唯一の自治体であった。

全校における設置が終わったところで、小学校長会からは新たな「学校教育の充実進展に関する提言書」が教育委員会に提出された。そこでは、平成 31 年度から「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」を配置・育成するようという要望が明記されている。また、令和元年度からは、「地域学校協働本部の設置」「地域学校協働活動推進員の委嘱」「研修の充実」「学校支援ボランティアの育成」が新たな要望として追加されている。

本提言書は、小・中それぞれの校長会代表が提言を行うもので、それぞれの校長会が作成したものは、事前に内容を共有したものであるため、中学校校長会も同様の考えとなっている。

(3) 厚木市民意識調査結果（抜粋）

現在の教育において、どのような取組が重要であるかという質問に対して、「家庭・学校・地域との連携に向けた取組」が、1,603 件中、317 件が重要であると回答。

	全体	家庭・学校・地域との連携に向けた取組	家庭での教育力の向上に向けた取組	学力の向上に向けた取組	体力の向上に向けた取組	子どもの規範意識の醸成に向けた取組	教員の指導力向上に向けた取組	いじめ、暴力行為などの対応	不登校などの対応	その他	無回答
全体	1,603	317	75	79	74	182	250	445	66	54	61
	100.0	19.8	4.7	4.9	4.6	11.4	15.6	27.8	4.1	3.4	3.8

これは「いじめ、暴力行為などの対応」に次ぐ件数となっている。市民の方の意識が家庭・学校・地域との連携へ向いていると考えられる。

3 第2次厚木市教育振興基本計画

厚木市では、教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育振興のための施策に関する第2次厚木市教育振興基本計画を策定し、令和3年度から実施することになった。

第1章の計画の概要「1 背景と目的」において、「家庭や地域の教育力向上の必要性」や、「未来を担う子どもたちへの願いを家庭・地域・学校が共有しながら、各学校運営協議会において地域の特色をいかした協働活動を進められている」ことが記載されている。

「4 計画の実現に向けて」の「(2) 家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進」においては、「家庭、地域、学校が教育ビジョンや教育課題を共有し、共に知恵を出し合いながら、より一層協働して学校づくりを進めていくことが必要である」と記載されており、さらに、「子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして様々なネットワークづくりを進めるとともに、協働した活動を通して意見を出し合い学び合う中で地域住民のつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげていくことが大切」であると掲載されている。

「第2章 厚木市が目指す教育」の「1 計画構成図」では、「基本方針5 家庭・地域・学校の協働の推進」が位置付けられ、家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みますと、明記されている。ここでは、幅広い層の地域住民、団体などが参画する緩やかなネットワークを形成し、ネットワークをいかした地域学校協働活動の推進があげられている。

4 モデル地区公民館の役割と地域学校協働活動推進員の研究概要

地域と学校の一体的推進を研究するために、令和3年度から森の里公民館と依知南公民館を、令和4年度から南毛利公民館と依知北公民館をモデルとし、関係学校（令和3年度は5校、令和4年度は4校）に推進員を配置して進めることとした。各公民館より推進員候補を推薦していただき、教育委員会が委嘱するという形をとった。

委嘱後は、各推進員・該当公民館職員・該当校担当教職員に対して研修を行い、各推進員の活動は「報告書」を提出していただくこととした。

モデル地区の公民館においては、地域学校協働本部として「協働活動推進員さんからの情報を地域内（学校）情報として共有」したり、「入手情報の対応」を考えてもらったりする中で、コーディネート機能を発揮し、多様な活動、継続的な活動が展開できるように研究を推進してきてもらっている。

令和3年度は、依知南公民館では月に1回推進員と公民館職員の情報共有会（お茶会）を行い、森の里公民館では、推進員と公民館職員と学校教職員の合同会議を行ってきた。コロナ禍で活動はなかなか進められなかったが、推進員は「知る」という当初の目標に向かって歩み始め、「できるところ」から少しずつ取り組みが始まっている。

Ⅱ 第2部 「各論」

以上の事から、今後の本市の展望として、地域学校協働活動をさらに充実させていくための地域・学校の連携・協働についての具体的な方策を提言する。

提言1 地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進

地域と学校が協働活動を展開していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有する、つまり、教育課程を介して地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、つながることが求められる。

具体的な方策

- 学校と地域をつなげるパイプ役として地域学校協働活動推進員（以下、推進員とする）を配置する。
- 推進員は、市内の全市立小中学校に設置されている学校運営協議会委員となり、学校運営協議会で熟議された「学校情報」や、地域の中で実践されたり話し合われたりする「地域情報」を共有する等の任を担う。
- 各地域に配置された推進員と行政をつなぐとともに、推進員の相談相手になったり、推進員への情報提供をしたりする等、そのリーダー的な存在となる統括コーディネーターを行政内に配置する。
- 市域をいくつかのブロック割にして、各推進員からブロックリーダーを選出し、統括コーディネーターとの連絡・調整等が速やかに行えるシステムを構築する。
- 学校は、社会に開かれた教育課程の実現のために、学校運営協議会での熟議を大切にするとともに地域学校協働活動等の推進を図る。

提言2 地域学校協働活動の「総合化・ネットワーク化」の推進

これまで本市では、各地域に設置されている公民館を拠点として、地域住民の生涯学習の場を提供してきている。様々な活動が展開されてきているが、各団体等が個別に行っているものも多く、これからは活動を総合化・ネットワーク化していくことが求められる。

具体的な方策

- これまで以上に「学校」との強力なネットワーク化を図るために、公民館を地域学校協働本部として位置づけ、推進員の活動を支え育てる。
- 公民館は、地域の中で行われている各団体の活動を緩やかなネットワークで結びつけるために、コーディネート機能を担い、学びと社会参画の好循環を促進していく。
- 公民館は、推進員からの「学校運営協議会情報」をもとに、地域住民のさらなる多様な活動と持続可能な活動を提供して地域の活性化を図るとともに、地域全体で子どもたちの成長を支えるという意識の醸成を図るために、既存の事業や講座の位置付けを見直す。

提言3 「支援」から「連携・協働」意識への変換

これまでは地域による学校の「支援」という意識で活動が展開されてきたが、学校との連携体制を基盤に、地域と学校双方向の「協働」意識をもった活動を展開するという、意識の変換が求められる。子どもたちの学びが充実するだけでなく、地域が活性化し、地域住民の学びを広げ、「つながりづくり」「人づくり」を充実することが期待される。

具体的な方策

- 意識を変換し、活動を充実させていくために地域住民・公民館職員・学校教職員等に対しての計画的・継続的な研修会を実施する。
- 推進員は資格を持ったプロではない。推進員同士の情報交換や情報共有を図るとともに、資質向上を図るために定期的に連絡会を実施する。
- 地域と学校がパートナーとして活動していくために必要な推進員を育てたり広げたりしていくために養成講座を開催する。
- 協働活動を通して子どもの学びのみならず、大人の学びにも広がる場の提供を工夫する。
- 「連携・協働」意識を醸成するために、公民館と学校に地域担当などの専門的な立場を新たに配置するように働きかける。

提言4 新たな施策を市民に広げ魅力あるまちづくりを行う

地域学校協働活動や推進員、地域学校協働本部というような名称は、一般的にはなじみのない言葉である。地域と学校の協働体制を推進していくためには、まずは様々な方法を使ってこれらを広く周知していくことが求められる。

具体的な方策

- 市の広報や公民館だよりなどで、「人」のみならず「活動内容」等も広報していく。
- フォーラムや講演会などを通して発表したり紹介したりするだけでなく、参加者がともに活動の主体者となれるような普及啓発活動などの措置を講ずる。
- 中央レベルで地域学校協働活動推進員養成講座を開催し、市域全体の底上げを図る。

IV おわりに

国は平成 29 年に社会教育法の一部を改正し、地域学校協働活動の推進により、地域全体で子どもの成長を支え、地域創生を図る活動を促してきた。こうした動向を踏まえ、厚木市社会教育委員会議では、全体会や小委員会でのべ 11 回に渡る議論や検討を重ねる中で、本提言を作成したものである。

本書で提言した「地域学校協働活動推進員」の配置や「地域学校協働本部」の設置等は、第 2 次厚木市教育振興基本計画にもうたわれている理念・目標を実現していくうえではとても重要な施策である。そして、既に市内全小中学校に設置されている学校運営協議会と一体となった推進を図ることにより、「家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の子どもたちを育む」ためには、なくてはならないものである。

教育委員会としては、本提言書をもとに速やかに予算措置等事業化を図り、社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手を育成して行っていただきたいと願っている。

厚木市教育委員会社会教育委員会議 議長 林 元春